

TSUBAME CITY 2023

燕市 都市計画 マスターplan

人と自然と産業が共生する夢のある都市

みんなが輝く持続可能なまちづくり

概要版



令和5(2023)年3月

燕市

はじめに

1.都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら、市町村がその創意工夫のもとに、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めるものであり、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な指針」のことを言います。

国の指針（都市計画運用指針（国土交通省））では、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針、地域の諸施設の計画等を定めるものとしています。

都市計画マスタープランにもとづいて土地利用における規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備等が計画されます。

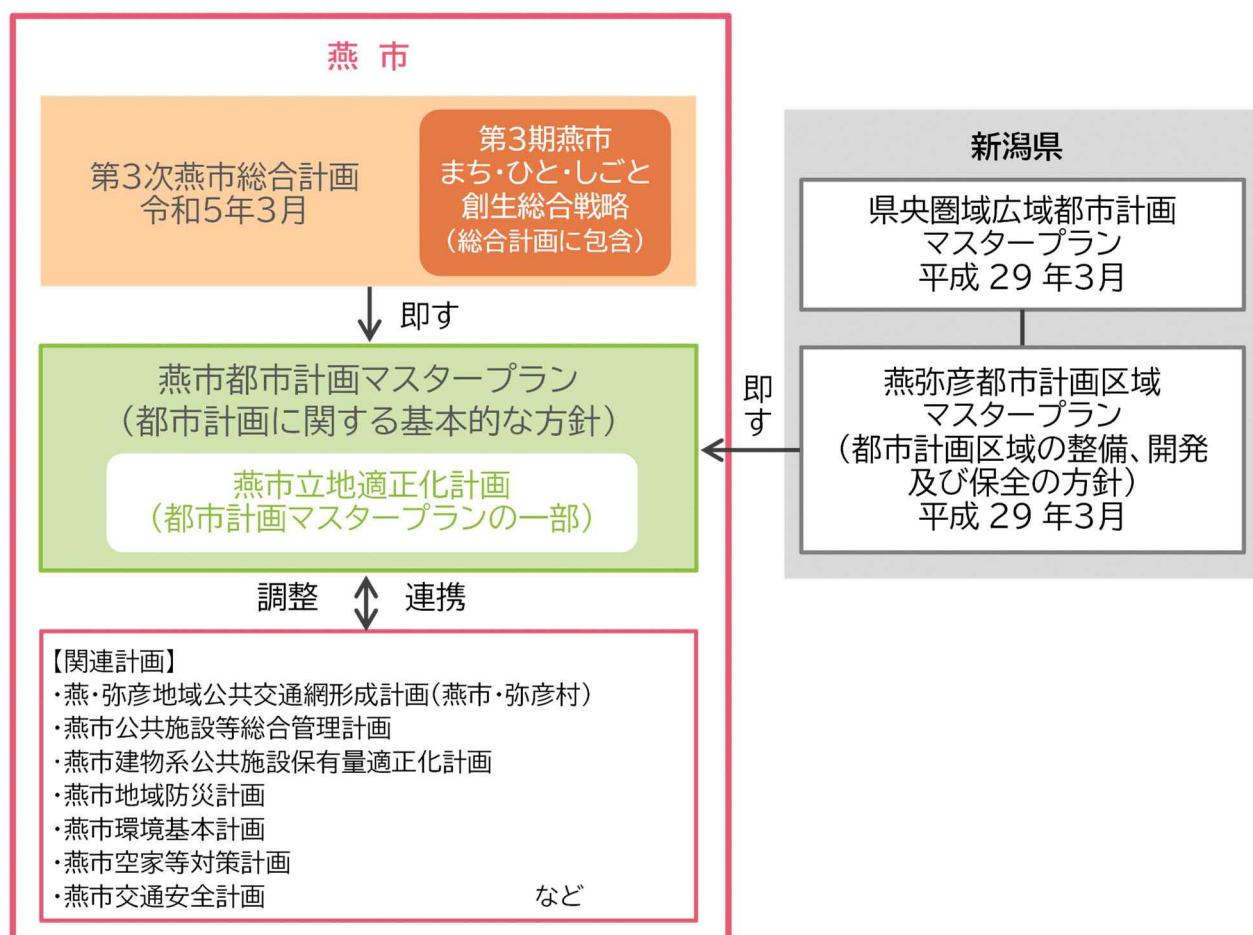
2.都市計画マスタープランの役割

- 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- まちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めます。
- 市民や事業者及び関係機関の連携を促し、協働によるまちづくりを進めます。

3.都市計画マスタープランの位置づけ

上位計画となる「第3次燕市総合計画」とともに、新潟県が定める「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」に即します。

関連計画の「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」や「燕市公共施設等総合管理計画」等との連携・調整を図ります。



4.都市計画マスタープラン改定の趣旨

■ 社会経済状況の変化

策定から10年余りが経過し、少子高齢化・人口減少の進展、空き家・空き地の増加、公共施設等の維持管理に係る負担の増加等、燕市を取り巻く状況は変化し続けています。

■ 頻発・激甚化する自然災害

自然災害が頻発・激甚化する中で、「安全」なまちづくりの推進が求められています。

■ 上位計画等との整合

立地適正化計画との整合を図るため、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進を位置づける必要があります。

都市再生特別措置法の改定により、立地適正化計画への「防災指針」の位置づけが必要となり、適切な防災・減災対策の基本的な考え方を示す必要があります。

また、「第3次燕市総合計画」や新潟県の「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」の計画に即した計画として策定する必要があります。

5.目標年次

本計画は、おおむね20年の中長期を見据えた計画とします。

6.人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した燕市独自推計によると、燕市の人口は、令和22年に63,476人となる見通しが示されています。

7.計画対象区域

本計画の対象区域は、燕市全域とします。

8.都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、まちの将来像や将来都市構造などのまちづくりの方針と、土地利用や交通体系などの分野別の具体的な方針を示した「全体構想」、燕・吉田・分水の各地区のまちづくりの目標や方針などを示す「地区別構想」、全体構想と地区別構想の実現に向けた取組について示す「実現化方策」で構成します。

全体構想

- 都市計画マスタープランの役割や位置づけ、目標年次など
- 燕市をとりまく現況
- まちづくりの理念と目指すべき将来像
- 分野別の具体的な方針

地区別構想

- 地域ごとに、全体構想を踏まえたまちづくりの方針

実現化方策

- 実現化に向けた取組

全体構想

1.まちづくりの理念と将来像

燕市総合計画で定める将来像「人と自然と産業が調和しながら進化する燕市～『日本一輝いているまち』を目指して～」の実現に向け、燕市総合計画の将来像と理念を踏襲します。

また、金属加工をはじめとする「ものづくり産業」は、市の発展に大きく貢献してきました。このものづくり産業から“磨く”や“輝く”の言葉をまちづくりの理念と将来像に盛り込み、ものづくりの技術のように、誇りと責任、愛着を持ちながら、まちを磨いて、市民一人一人が輝き、そして子どもたちが夢と誇りを持てる、持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくりの理念と将来像を以下のとおりとします。

『人と自然と産業が共生する夢のある都市（まち）』 ～みんなが輝く持続可能なまちづくり～



2.まちづくりの目標と課題

社会情勢や燕市の現況、市民意向調査等を踏まえ、まちづくりの目標と目標実現のための主要課題を次のとおり設定し、それに基づいた分野別の方針を定めます。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 目標1 | ものづくり産業の飛躍とまちなかの魅力向上で賑わいがあふれるまち |
| 目標2 | 拠点の機能強化と地域資源の活用で多くの交流を創るまち |
| 目標3 | 多様な拠点を公共交通サービスで結ぶ移動しやすく暮らしやすいまち |
| 目標4 | 高まる自然災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち |
| 目標5 | 自然環境・田園風景との調和と脱炭素※社会を実現するまち |

■目標実現のための主要課題

- (1)産業活動のための基盤整備と都市機能※の集積
- (2)観光拠点の整備と地域資源の魅力向上
- (3)拠点の連携強化と移動手段の確保
- (4)防災対策の総合的・重層的な取組
- (5)自然環境との共生と環境負荷の低減



分野別の方針

※ 脱炭素:二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。

※ 都市機能:居住や商業、工業、行政、文化、福祉など都市における暮らしや様々な活動を支える機能。

3. 将来都市構造

将来像実現のため、燕市の土地利用の特性を踏まえたエリア、新たな位置づけを含む相互に補完し連携する拠点、人々の移動や自然環境の連続性の維持・活用を図る軸を次のとおり設定します。

【 都市構造を表す“4つのエリア”】

- 市街地エリア** … 都市機能の集積による持続可能な都市の実現を図る地域。
- 産業エリア** … 基幹産業の工業系施設が集積する地域。基盤整備により生産性の向上を図る地域。
- 田園エリア** … 既存集落地、及び豊かな田園を有する地域。ゆとりある居住環境により、自然との共生を図る地域。
- 自然観光エリア** … 自然環境や景観の保全を図る地域。自然や歴史、文化資源を活かした憩い、観光資源として利活用を図る地域。

【都市構造の核となる“7つの拠点”】

広域連携拠点

- ▶ 商業やビジネスの拠点として、高密度な土地利用や都市施設の充実を図ります。

賑わい交流拠点(新たな拠点)

- ▶ 新たな施設の建設による人流の変化を想定した拠点形成、賑わいの創出と適正な土地利用による拠点形成を図ります。

行政抛点

- ▶ 利便性が高く市民に親しまれる新たな都市核に相応しい拠点形成を図ります。

生活抛点

- ▶ これまでの生活基盤や地域固有の歴史・文化を活かしつつ、新たな働き方・住まい方に対応した拠点形成を図ります。

● 文化·交流抛点

- ▶ 施設の充実を図るなど、各施設の特徴を活かした拠点形成を図ります。

医疗抛点

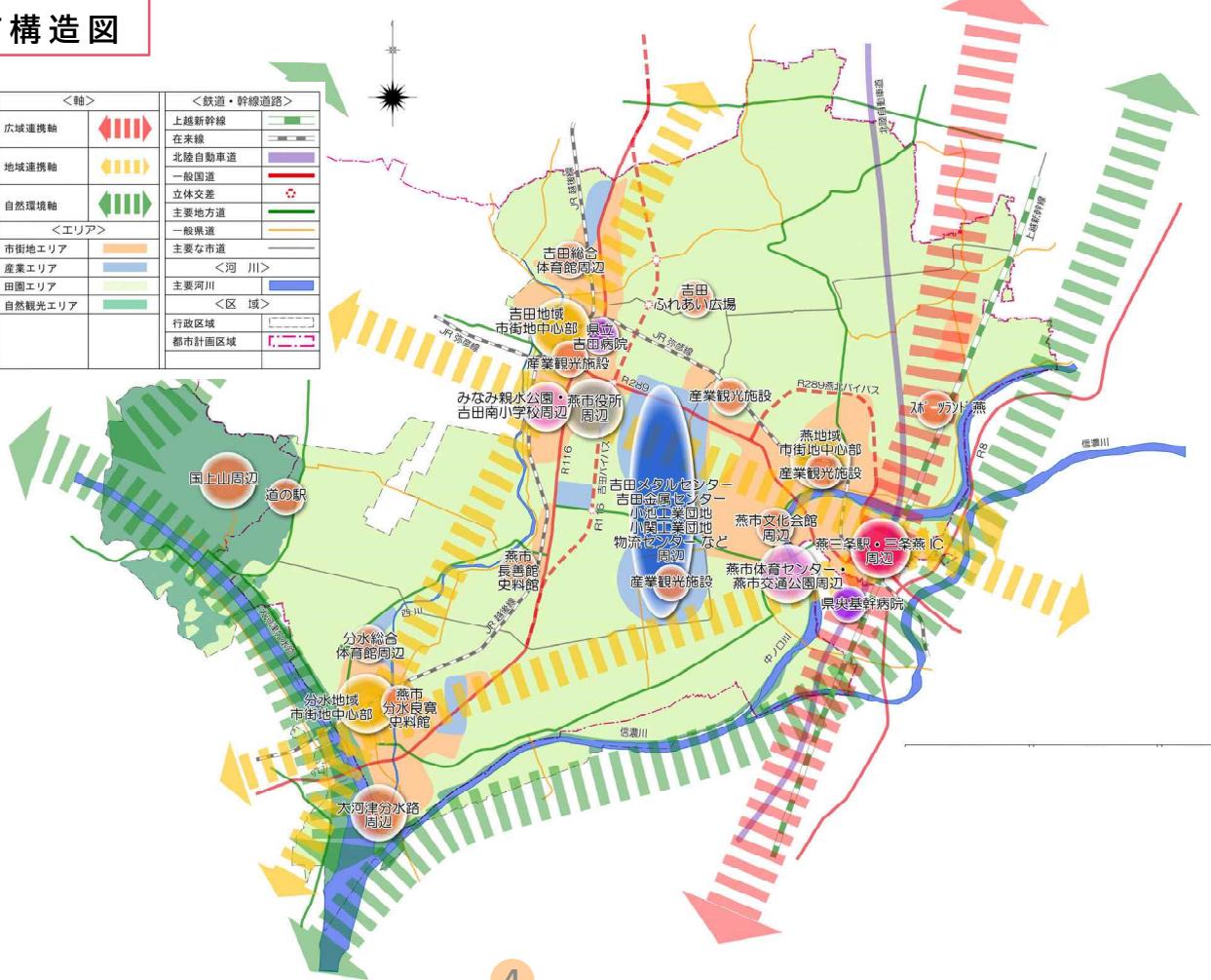
- ▶ 県央圏域の医療再編を踏まえ、充実した地域医療を支援する拠点形成を図ります。

● 産業拠点

- ▶ 国内外からの関心の高まりによる需要拡大に応じた基盤整備により、ものづくり産業の更なる飛躍に向けた拠点形成を図ります。

将来都市構造図

<掲点>		<軸>		<鉄道・幹線道路>	
広域連携拠点		広域連携軸		上越新幹線	
賦わい交流拠点		地域連携軸		在来線	
行政拠点		自然環境軸		北陸自動車道	
生活拠点		<エリア>		一般国道	
文化・交流拠点		市街地エリア		立体交差	
医療拠点		産業エリア		主要地方道	
産業拠点		田園エリア		一般県道	
		自然観光エリア		主要な市道	
				<河川>	
				主要河川	
				<区域>	
				行政区画	
				都市計画区域	



分野別の方針

◆土地利用

(1)土地利用(ゾーニング)

地域特性を活かしたコンパクト都市※の形成と、新たな生産・物流拠点の整備を実現するため、土地利用を次のとおり設定します。

まちなか居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・鉄道駅周辺においては、商業や一部の工場が混在しつつも、住宅を中心としたゾーンとします。・都市機能の集積による中心市街地の賑わい創出に官・民一体で取り組み、空き家・空き地の有効活用を推進します。
ゆとり居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の充実した、コンパクト都市※実現のために、必要な最低限の施設（比較的小規模な商業施設や生活関連施設）の立地誘導を図り、ゆとりある居住環境を形成します。
商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジ周辺には、大型商業施設や業務施設が集積しているため、広域から人が集い、多様な活動が営まれるゾーンとします。・交通結節点としての優位性を活かした人流増加に向けた取組を推進します。
賑わい交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・燕市産業史料館や燕市体育センター、燕市交通公園、こどもの森、新たに整備する全天候型子ども遊戯施設※等の観光・スポーツ・レクリエーション施設周辺地域及び吉田地区の卸売市場移転地とその周辺地域については、多様な世代の交流の場を創出するゾーンとします。
工業・流通ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・工業機能、物流機能が集積したメリットを活かして、工業や物流産業のさらなる発展や就労の場の充実を図るため、開発需要に応じた効率的な基盤整備などを推進します。・市中央部の小池工業団地等の南側を中心とする隣接地は、産業候補ゾーンとして、農業政策との調整を図りながら産業用地の確保・整備を図ります。
行政サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none">・市役所周辺は、行政・公共的機能が集積する行政機能の中心となるゾーンとします。・都市核としての拠点形成のため、公共施設及び生活利便施設の集積を図ります。
田園集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・景観への配慮に欠けた開発行為※を抑制しつつ、燕市が有する特性・ポテンシャルを発揮するために、田園環境・景観に最大限配慮したうえで、土地利用の転換について検討します。・地域の良好な居住環境や地域コミュニティの維持を図ります。
農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・農地の荒廃を抑制するため、環境の整った農地等、優先的に保全すべき農地を整理すると同時に、都市的土地利用の需要拡大等に対し、土地利用の転換について検討します。・営農条件の良好な地域は、生産環境を維持し、生産性向上の推進等を図ります。
自然観光ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・多様な動植物の生息地域であり、地域の貴重な資源として自然環境や景観の保全を図ります。・観光資源などとして利活用を図る地域は、環境への影響に配慮しつつ、必要な環境整備を検討します。

(2)市街地整備の方針

1)用途地域※見直し

- ・ものづくり産業の競争力を高めるため、工業地としての利便増進を図る地域の用途地域の見直しを検討します。
- ・未利用地が集積している地域においては、用途地域の除外を含めた見直しを検討します。

2)低未利用地※の対応

- ・空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図ります。

※ コンパクト都市：機能を中心部に集中させた都市のこと。機能を集めることによって、相乗的な経済交流活動が活発になり、中心市街地の活性化が期待できるとされる。

※ 全天候型子ども遊戯施設：子どもたちが天候に左右されずに体を使っておもいっきり遊ぶことのできる施設。

※ 開発行為：都市計画法第4条第12項で定義される、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

※ 用途地域：地域の特性に応じて建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することにより居住環境の保護や商業・工業などの都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められる地域のこと。

※ 低未利用地：ここでは、用途地域内で、本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を指す。

3)密集市街地※の対応

- ・燕、吉田、分水地区の市街地中心部に存在する、都市基盤がぜい弱な密集市街地において、安全・安心な市街地の形成を図るために、民・官共同の小規模な市街地開発事業等を検討します。

4)移住・定住の促進

- ・働き盛り世代の移住・定住の促進を図るために、居住系ゾーンや商業・業務ゾーンの住宅地は職住が近接する立地を活かした良好な居住環境を整備します。

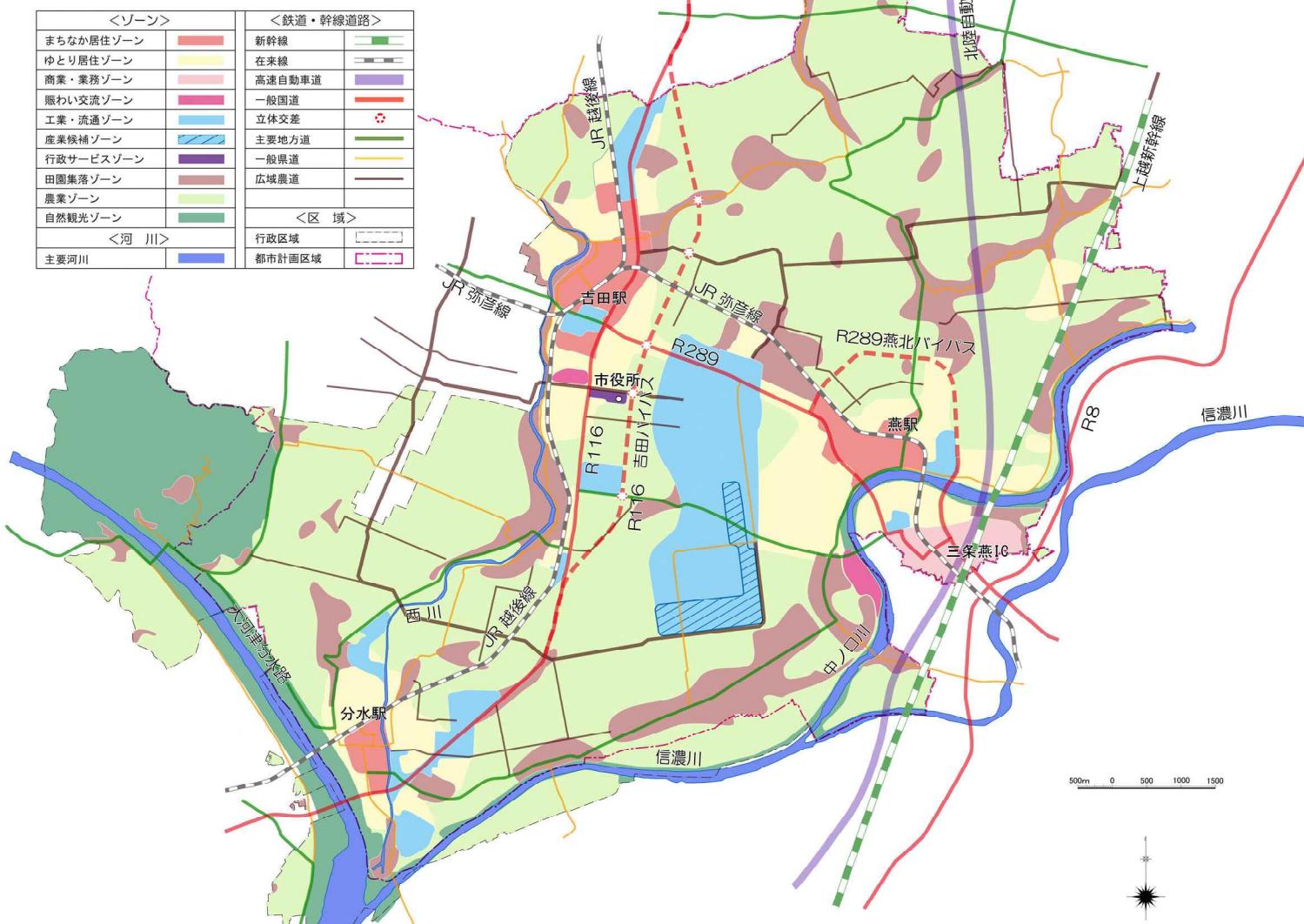
(3)幹線道路周辺の整備

- ・国道289号沿道、国道116号吉田バイパスの交差部において、良好なアクセス性を活かした土地利用を検討します。
- ・国道289号燕北バイパス及び国道116号吉田バイパス沿線の無秩序な開発を抑制し、沿線開発の適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・幹線道路の整備による移動時間の短縮、輸送の効率化、利便性向上などの効果を活かして企業立地の促進、産業の振興を図ります。



国道289号燕北バイパス

土地利用方針図



※ 密集市街地:古い木造の建物が密集して、道路が狭く公園等が少ないために、地震や火事のときに大規模な火災になる危険性が高く、避難しにくい市街地のこと。

◆交通体系

1)移動手段の持続的な確保

- ・公共交通網形成計画に基づくネットワークの見直しや、中長期的視点での新たなモビリティサービスの導入の検討を行います。
- ・交通拠点は、乗り継ぎや利用環境の改善、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備と情報提供を関係機関へ要望します。

【ネットワーク見直しの例】

- 三条市立大学の開校や、県央基幹病院の開院に伴う人流の変化への対応
- 利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区への対応

①自動車交通の確保	<ul style="list-style-type: none">・骨格となる幹線道路では、公共交通との連携に配慮しながら、円滑な交通の確保を図ります。また、適正な都市内道路網の配置・整備を図ります。
②鉄道交通の方針	<ul style="list-style-type: none">・JR上越新幹線、JR越後線、JR弥彦線は通勤・通学者や高齢者にとって重要な交通機関であることから、関係機関に対して運行本数の維持や利用しやすい車両、施設の導入、改良を要望します。
③バス交通の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズにあった運行体系への改善や施設の整備、鉄道交通との連絡性の改善による利便性の向上に努めます。

2)脱炭素等の取組

- ・過度に自動車に依存しない都市交通を実現するため、公共交通の利便性を向上し、まちづくりと連携して歩行者の移動空間の確保やネットワーク化を図ります。
- ・公共交通の利用促進により、環境負荷の低減を図り脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

◆環境・景観

1)豊かな自然環境の保全

①緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none">・国上山とその周辺の自然緑地や河川緑地等の生態系の維持に努めます。・大河津分水路の桜並木は市民とともに活用と保全を推進します。・地域の主要な公園・緑地を、市民が身近に緑とふれあえる拠点として位置づけ、活用を図ります。
②河川の保全・活用	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全や景観に配慮し市民に親しまれる河川周辺の環境整備を推進します。
③水と緑のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・自然緑地や緑の拠点に位置付けた公園・緑地などと水辺環境を有機的に結ぶことにより、市民が緑とふれあうことのできる水と緑のネットワークの形成を図ります。

2)居心地の良い景観の形成

①自然景観	<ul style="list-style-type: none">・山々の眺望や田園風景、河川空間等の水と緑の景観は、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観との調和を図ります。
②歴史的景観	<ul style="list-style-type: none">・景観形成上重要な建造物、樹木などを保全するとともに、良好な景観形成を図ります。
③田園集落景観	<ul style="list-style-type: none">・市街地周辺に豊かに広がる農地と集落地からなる田園集落景観は、市民がふるさとを意識する大切な原風景として、保全を図ります。

3)脱炭素等の取組

- ・カーボンニュートラル※への取組などによる脱炭素社会の実現を推進します。
- ・公共施設に対する再生エネルギーの導入、公共施設内における緑化を推進します。

4)地域への愛着や誇りを醸成する取組

- ・景観に関する知識の普及・啓発活動を推進するとともに、景観整備の支援策を検討します。
- ・自然景観・歴史景観を活用した観光振興、交流・応援(燕)人口の創出を図ります。

※ カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

◆都市施設(道路)

1)道路網の整備方針

- ・幹線道路の整備促進を図り、市街地の渋滞緩和を推進します。
- ・周辺都市や産業・観光拠点の連携強化により、人流・物流の活性化を図ります。
- ・都市計画道路※などの補助幹線道路は、区域内で発生集中する交通を効果的に分散させるとともに、都市活動を支える市街地の骨格を形成します。
- ・生活道路※は、住宅地へのアクセス向上のため、都市計画道路の適正な配置・整備を図るとともに、歩道や街路灯、街路樹などの整備を進めます。
- ・新たな生産物流拠点へのアクセス道路となる幹線道路の整備を促進します。
- ・特に長期的な視点で検討が必要な道路や橋梁等の道路ネットワーク整備については、現在、整備中の事業の進捗や産業の活性化等の環境変化に応じて必要性を検討することが重要です。

2)都市計画道路の整備方針

- ・長期未着手道路の見直しの検討結果を踏まえ、必要な道路整備を進めます。

3)歩行空間・自転車走行空間等の安全性・快適性の確保

- ・歩道のバリアフリー化の推進や通学路の交通安全対策の促進、自転車通行空間の確保などを推進します。
- ・消融雪施設の整備や、円滑な道路除雪を推進するとともに、適切な維持管理を推進します。
- ・道路や、橋梁の定期的な点検・修繕など、計画的な維持管理を推進します。

都市施設(道路)方針図



※ 都市計画道路: 都市の骨格となる道路について、将来整備する位置などを都市計画に定めた道路のこと。
※ 生活道路: その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道路のこと。

◆都市施設(公園)

1)公園・緑地の機能充実

- ・公園・緑地など豊かな暮らしに関わる施設の効率的な活用を図ります。

2)効率的な管理

- ・老朽化した公園遊具・施設の改修を計画的に進めます。
- ・小規模公園の統廃合を検討し、効率的な管理運営を推進します。
- ・維持管理への市民・民間の参入を促進します。



◆都市施設(下水道)

1)持続可能な整備と維持管理

- ・土地利用や人口分布の状況から、事業効果の高い地域から順次、下水道の整備を推進します。
- ・「ストックマネジメント計画※」に基づき、幹線下水道管の改修を推進します。
- ・下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- ・し尿・浄化槽汚泥の下水終末処理場への直接投入による生活排水処理の一元管理を検討します。

◆その他の施設

1)計画的な維持管理と利便性向上

- ・施設の統合や共用、適正規模による効率化を図りつつ、利用者の利便性の高い拠点周辺に配置し、効率的な維持管理と利便性向上を図り、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・施設の新築や改築・増築を行う場合には、施設を複合化するなど、施設総量の抑制や維持管理費用の縮減についても検討を行います。

2)効率的な管理

- ・公共施設の管理運営や移転・統廃合による跡地の活用を図ります。
- ・公共施設の管理運営における官民連携の取組を検討します。

◆都市防災・防犯

1)水害や土砂災害等災害発生リスクを踏まえた対策の強化

①対策の方針

- ・大河津分水路改修事業などの計画的な河川改修を国・県に要望します。
- ・立地適正化計画に防災指針を定め、リスクの回避・低減を図ります。
- ・土砂災害防止施設の整備、急傾斜地の災害防止の機能として森林の適正管理を図ります。

②都市基盤整備の方針

- ・避難路、一時避難場所となる公園・空き地等の確保を推進します。
- ・排水施設の整備や市街地冠水防止対策を推進します。
- ・緊急車両が入れない密集市街地の狭隘道路の拡幅等を検討します。
- ・重要給水施設への管路を耐震化することで、有事の際のライフラインの確保を図ります。
- ・緊急物資などの備蓄・集積機能、広域応援の受入など防災拠点機能の充実を図ります。

2)被災後を想定した防災機能の充実

- ・被災後、早期に的確な復興を実現するため、復興まちづくりへの事前準備を検討します。
- ・市街地復興に向けた準備として、地域コミュニティとの意思疎通を図ります。

3)防犯・交通事故対策の推進

- ・犯罪・交通事故のない安全な都市環境を形成します。
- ・地域コミュニティでの自主防犯活動等による、子どもたちの安全性の向上を図ります。

4)市民主体の安全・安心なまちづくりの実現

- ・総合防災訓練への参加促進や自主防災組織の形成等を推進します。
- ・防災訓練やハザードマップ※を活用した情報発信により、防災意識の醸成を図ります。

※ ストックマネジメント計画:長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画。

※ ハザードマップ:自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

◆観光・文化・スポーツ・レクリエーション

1)地域資源の活用

①観光・文化・レクリエーション

- ・市の産業の歴史を伝える燕市産業史料館等を歴史文化の拠点として位置付け、機能の充実に努めます。
- ・燕市総合文化センター周辺は、市民が芸術文化に触れる場としての改善や充実を図ります。
- ・ものづくりの技を地域の資源として活かした魅力的な産業観光の推進と積極的な情報発信を行います。
- ・自然景観・歴史景観を活用した観光振興を図ります。

②スポーツ

- ・市民がスポーツと親しむことができるよう、関連施設の改修や機能の充実を図ります。
- ・スポーツと観光など他分野との連携強化を図ります。

③交流・応援(燕)人口の拡大

- ・近隣自治体や関係機関と連携した広域的な観光PRなど、エリアの誘客増加のための取組により、広域観光を推進します。
- ・上越新幹線燕三条駅からの二次交通の確保等、観光の受入体制を整備します。

2)観光ネットワークの形成

- ・近隣観光連携軸の沿道環境整備の促進を関係機関に働きかけることにより、魅力的な道路空間の創出を図ります。
- ・地域内観光連携軸については、自転車通行空間の整備により自転車ネットワークの形成を図ります。また、文化・交流拠点において、情報発信やサインの設置などの環境整備を行い、回遊性の向上を図ります。

3)施設の持続可能な整備と維持管理

- ・「建物系公共施設保有量適正化計画」に基づき、スポーツ施設等の既存機能の充実や施設集約を推進します。



道の駅国上 (SORAIRO国上)



五合庵



全天候型子ども遊戯施設 外観イメージ

地区別構想

◆燕地区

■ 地区の将来像

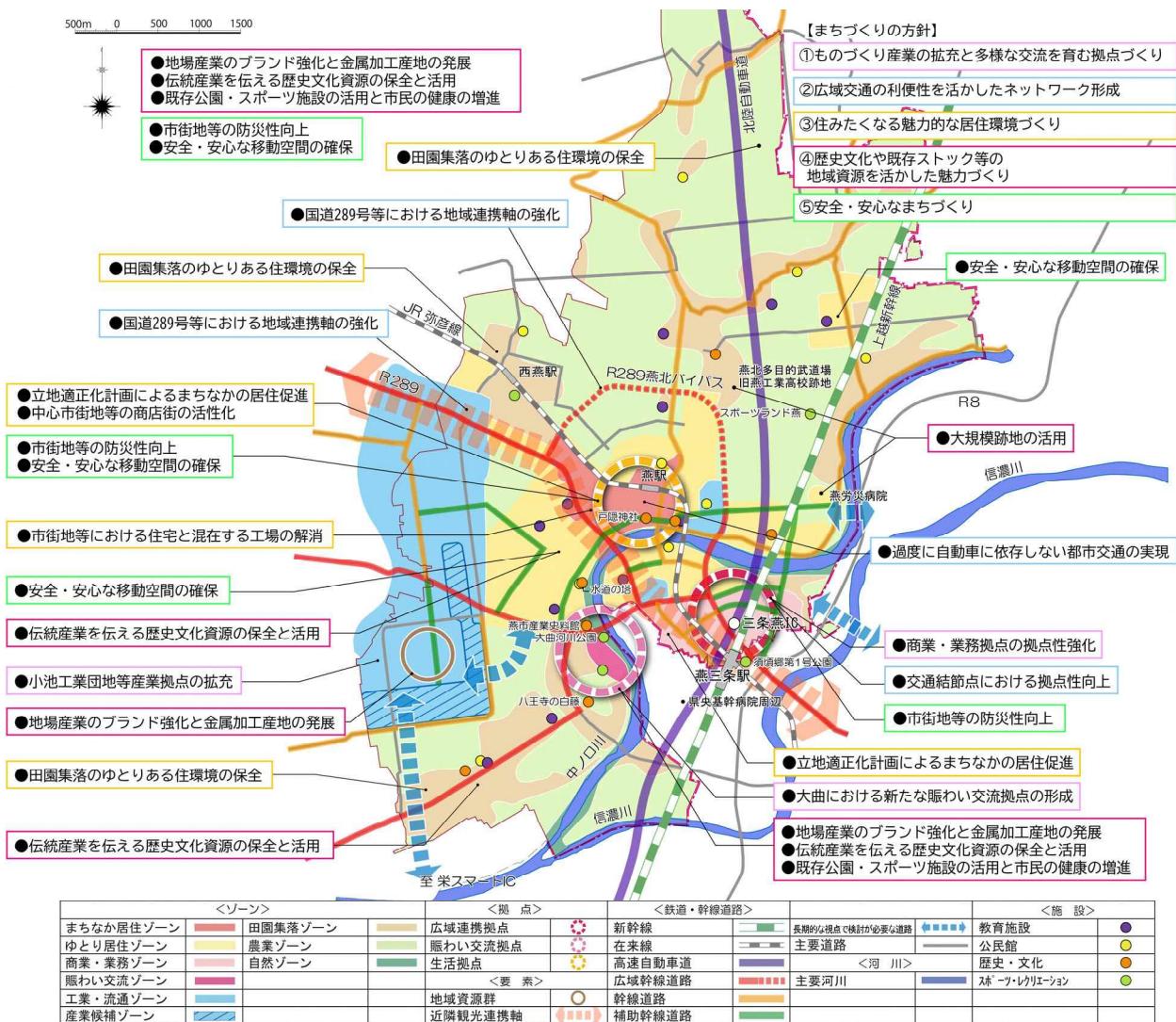
ものづくり産業が発展し多様な人々が行き交うまち
～産業と居住の調和が取れた暮らし～

■ 燕地区のまちづくりの方針

燕地区のまちづくりのポイント

産業拠点の拡充	・さらなる産業の発展のため、開発需要に応じた効率的な基盤整備を図る ・市中央部の小池工業団地等の南側を中心とする隣接地を産業候補ゾーンとして位置づけ、用途地域の見直しやアクセス道路等を検討する
公共交通や歩行空間等、移動の利便性向上	・公共交通によるネットワークが形成され、都市機能が集約された拠点にアクセス可能なコンパクトシティを形成する ・駅周辺は、安全・安心な歩行空間の確保を図る
県央基幹病院等周辺再開発への対応	・県央基幹病院の開院等に伴う人流の変化を想定したインフラ整備を図る
全天候型子ども遊戯施設を見据えた対応	・周辺施設と連携し新たな賑わい創出を図る ・若い世代の居住推進を図る
既存施設の老朽化への対応	・公共施設の統廃合を含めた施設の更新や適切な維持管理を行う

500m 0 500 1000 1500



◆吉田地区

■ 地区の将来像

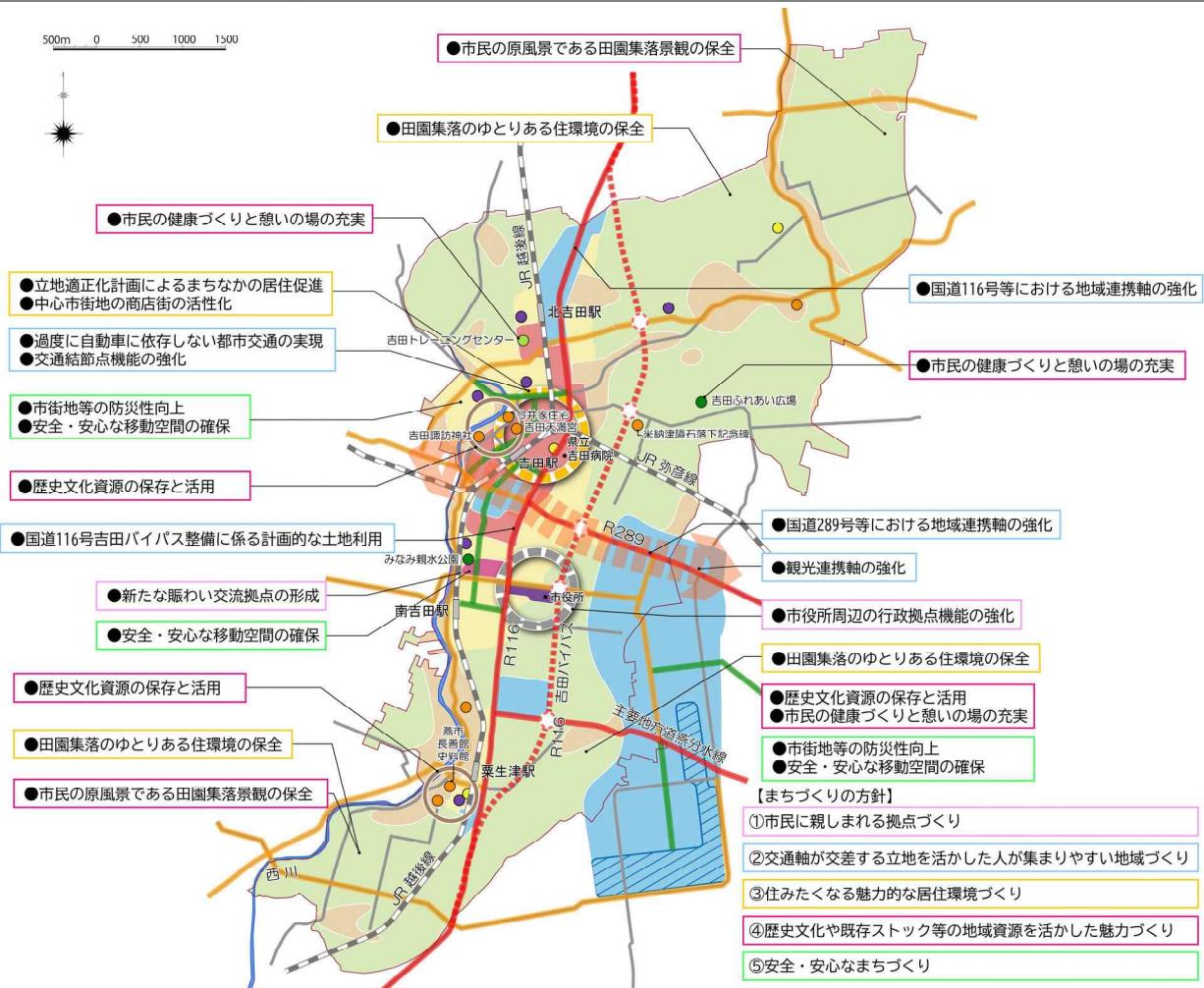
良好な交通アクセスと都市機能の集積による住みやすいまち
～地理的ポテンシャルを活かした質の高い暮らし～

■ 吉田地区のまちづくりの方針

吉田地区のまちづくりのポイント

公共交通や歩行空間等、移動の利便性向上	<ul style="list-style-type: none">公共交通によるネットワークが形成され、都市機能が集約された拠点にアクセス可能なコンパクトシティを形成する駅周辺は、安全・安心な歩行空間の確保を図る越後線と弥彦線、国道116号と国道289号が交差する交通拠点としてのポテンシャルを活かす
卸売市場移転等に伴う新たな賑わい拠点の形成	<ul style="list-style-type: none">卸売市場の移転に加え、周辺の用地の活用を見越した適正な土地利用を促進する
地域資源を活かした地区の魅力向上	<ul style="list-style-type: none">ほ場整備※等による営農条件の良好な生産環境を活かす歴史・文化資源等を活かした地区の魅力向上策を支援する
市役所周辺の行政拠点機能の強化	<ul style="list-style-type: none">市役所の立地や交通利便性を活かした計画的な土地利用を推進する利便性の高い立地を活かし働き盛り世代の移住・定住を促進する

500m 0 500 1000 1500



◆分水地区

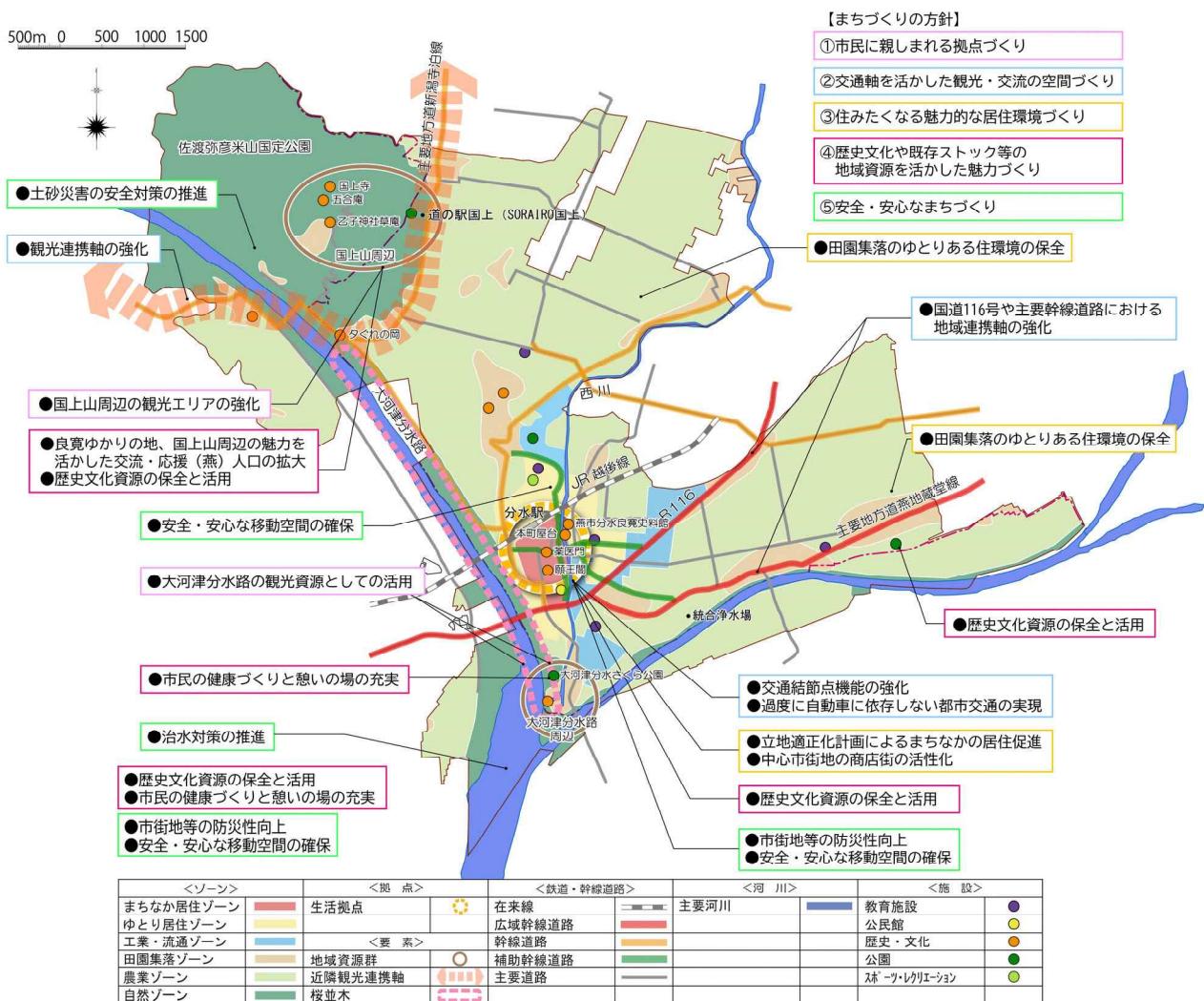
■ 地区の将来像

豊かな自然と歴史に囲まれた観光のまち ～様々なふれあいがあふれる、ゆとりある暮らし～

■ 分水地区のまちづくりの方針

分水地区のまちづくりのポイント

公共交通や歩行空間等、移動の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通によるネットワークが形成され、都市機能が集約された拠点にアクセス可能なコンパクトシティを形成する 駅周辺は、安全・安心な歩行空間の確保を図る 利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区への対応
道の駅国上 (SORAIRO国上)の波及効果の活用	<ul style="list-style-type: none"> リニューアルした道の駅国上 (SORAIRO国上)を中心、自然と親しむキャンプ等のレジャー機能の強化を検討する 市街地との回遊性の向上や情報発信の連携等により、賑わいの波及効果を拡大する
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 大河津分水路やさくら公園周辺一体の活用を図り、通水100周年を迎えた大河津分水路を更に後世に伝える 市民の原風景である田園集落を守る 地域の魅力を活かし働き盛り世代の移住・定住を促進する



実現化方策

1.多様な主体の参画による協働のまちづくり

地域の公共的な課題をより効率的に解決し、地域の力を活かした市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、事業者などの多様な主体と市の協働によるまちづくりを推進します。

(1)まちづくりにおける役割分担

■市民 | 住民をはじめ、通勤、通学する人、まちづくり協議会などの組織、団体、企業などで活動する人たち

・地域社会への関心 　・身近なまちづくりへの参加・協力

■事業者 | 市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等

・社会貢献活動 　・活動に対しての側面的な支援

■行政 | 燕市、新潟県、国

・体制の整備 　・情報共有、相互理解の促進 　・人材育成



図. まちづくりにおける役割分担

(2)協働のまちづくりの手法・制度の活用

まちづくりへの市民参加を支援するため、以下の支援策等を推進します。

- 市民参加の機会充実（まちづくり協議会、多面的機能支払交付金事業等）
- 情報の発信と共有（広報・ホームページやパンレット等）
- 財源確保と民間活力の活用（PPP※/PFI※手法などの民間活力導入の検討）



再開発イメージ



DIYで滞在空間を整備



緑化活動



マルシェの開催

民間活力の活用事例
「クロスロード宮町」

宮町商店街で既存の拠点を中心に、老朽化した空き家・空き店舗の解体及び再開発を進めながら、若者や地域と協働で行うソフト事業により、居心地の良い滞在空間を創出し、まちの魅力向上とまちづくりの担い手の誘致や誘客を推進します。

出典：クロスロード宮町 開発計画

(3)都市計画法などによる規制・誘導

都市計画法による各種規制や誘導手法及び都市計画事業の他、関連するまちづくりの事業や制度の運用を図ります。また、必要に応じて国や県、周辺市町村との調整・連携などを行います。

- 関係法令の運用（立地適正化計画、都市計画法による規制・誘導、景観まちづくり等）
- 分野の横断的な連携
- 関係機関（国・県・周辺市町村）との連携・調整

※ PPP:Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと。

※ PFI:Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用し、行政が直接実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供する戦略的(Initiative)手法。狭義には、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく手法。

(4)まちづくりにおけるDX※(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進により、都市のスマート化を図り、円滑な交通・移動の実現やエネルギーの最適化などによる質の高い暮らしを目指します。

(5)持続可能な開発目標(SDGs)※への貢献

SDGsが目指す、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、都市計画マスター プランで示す取組により、人口減少、少子・高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めていきます。

また、取組に当たっては、分野横断・官民連携により推進します。

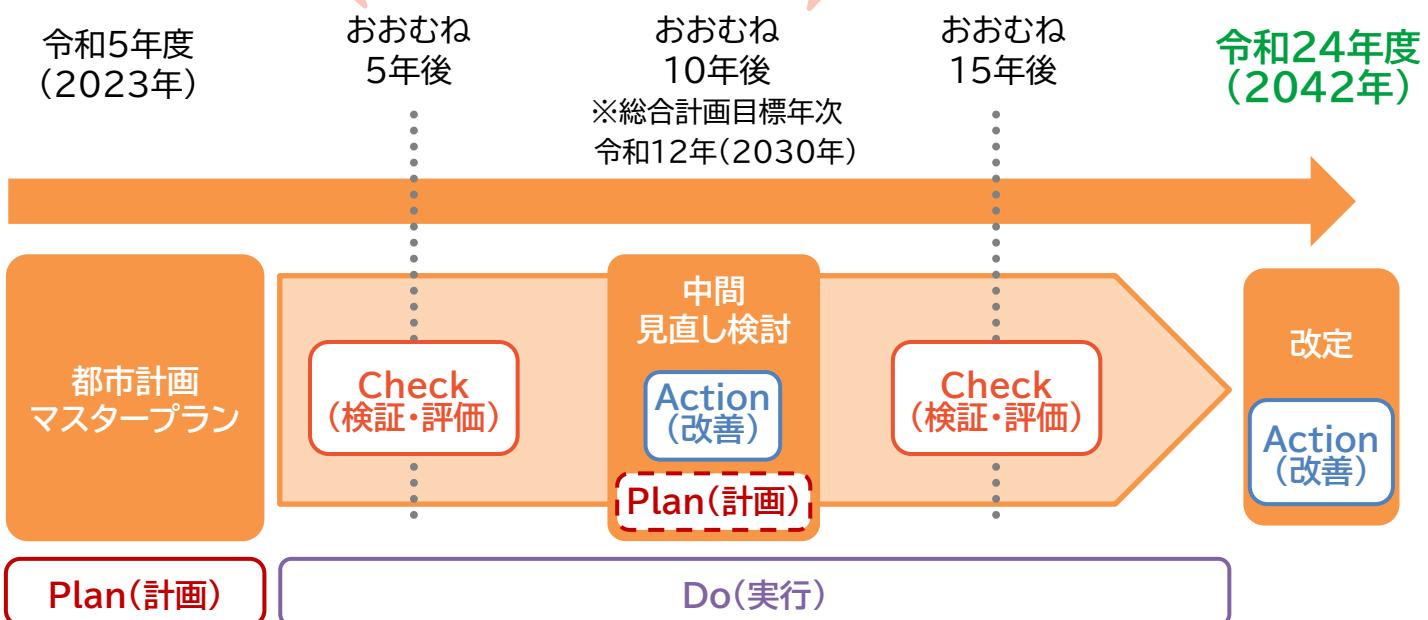


2.都市計画マスター プランの見直し

都市計画マスター プランは、計画策定から20年後となる令和24年（2042年）を目標とした計画となります。時間の経過とともに、燕市における人口動態の変化や新規プロジェクトの立ち上げなど、都市を取り巻く状況の変化や、都市計画法をはじめとする関係法令の見直しが予想されることから、状況に応じた柔軟な見直しを行います。

- おおむね5年ごとの「施策・事業」の進捗確認
- 定期的に行われている調査結果や関連計画による評価

- 燕市総合計画の目標年次が令和12年であることを踏まえて、おおむね10年後を目安に、計画の方向性や進捗状況等を検証
→必要に応じて計画内容の充実を図る



※ DX:デジタル・トランスフォーメーションの略。「デジタル技術の浸透が全ての人々の生活を、あらゆる面でよりよい方向に変化させる」というコンセプトのもとに作られた概念。「デジタル技術の活用により既存の仕組みを変革し、「新たな価値創出又は課題解決」を図ることで、「生活の豊かさ」を実現することを目指す。

※ 持続可能な開発目標(SDGs):H27年9月の国連サミットで採択された国際目標で、17の目標と169のターゲットで構成されるもの。



燕市 都市計画 マスターplan

概要版

燕市 都市整備部 都市計画課

令和5(2023)年3月

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地
TEL:0256-77-8263 FAX:0256-92-2118